



No.401

AG-1

ご使用上の注意

トラップ編

対象製品：No.101、No.201、No.301、No.401
(NZ-1、IT-1、TN-1、AG-1)



No.301

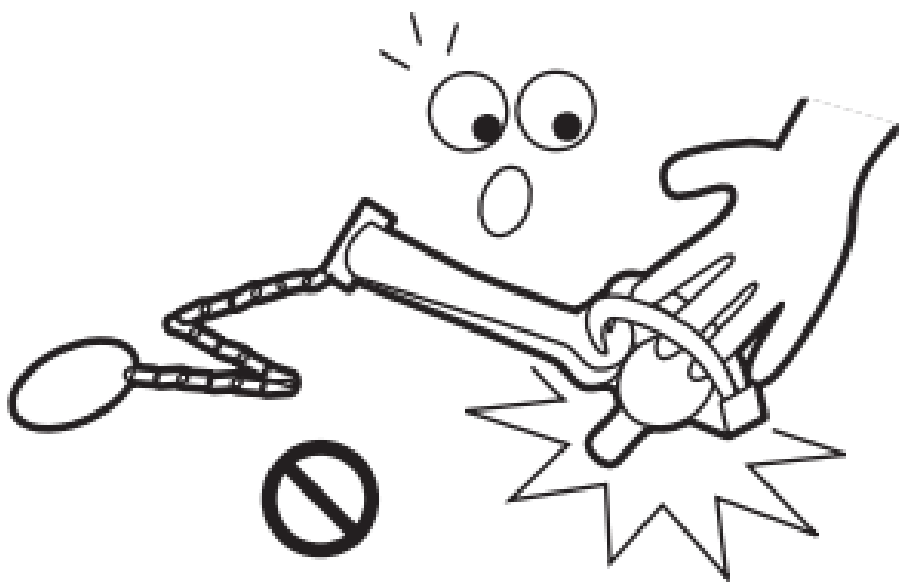
TN-1

仕掛時・仕掛後の指ハサミにご注意下さい



警告 重大な事故に至ることがあります。

- セットした状態で踏板を触らないでください。
キャッチが閉まり、指等を挟む恐れがあります。
- 子供に触らせないでください。



仕掛時は、必ず手袋を着用の上、取り扱いして下さい。


仕掛時や仕掛後は、絶対にキャッチの中に手を入れないで下さい。

小さなお子様が間違っって触ることの無い様にご注意下さい


始めてご使用される方は『仕掛動画』をご覧ください

仕掛動画




 バネを足で踏みながら仕掛けるため、
転倒等にお気を付け下さい。

<https://sakae-industry.com/movie/1735.html>

 こちらのURLをクリックすると仕掛動画を視聴できます

特に、両バネタイプは、バネを両足で同時に踏む必要があるため女性の方やご年配の方の場合、体重が軽く上手く仕掛けができない場合がございます。

<https://sakae-industry.com/movie/1736.html>

 両バネ式の仕掛動画は、こちら

捕獲対象動物にあった製品をご使用下さい



実際の修理品：踏板の脱落

誤った使い方をすると『踏板』や『ストッパー』部分の破損、脱落の原因となります。

捕獲対象動物以外に使用された場合や捕獲できたのに長時間放置した場合など、製品の破損につながりますのでご注意ください。

有害鳥獣駆除

家屋や農作物被害に伴う動物の捕獲

捕獲器（トラバサミ）の使用：**可能**

お住いの市町村へ「捕獲許可申請書」を提出。許可が下りれば使用可能。原則、狩猟免許（わな猟免許）が必要だが、特例で無くても使用できる場合あり。*各市町村へご確認ください。

また、この捕獲器（トラバサミ）は有害鳥獣駆除のみ使用が認められており、狩猟での使用は認められておりません。必ず、お住いの市町村で捕獲許可の申請を行ってからご使用下さい。



狩猟

予め決められた期間のみ動物を捕獲
(ハンティングという側面あり)

捕獲器（トラバサミ）の使用：**不可**

お住いの県に「狩猟者登録」を行う。狩猟免許が必須。